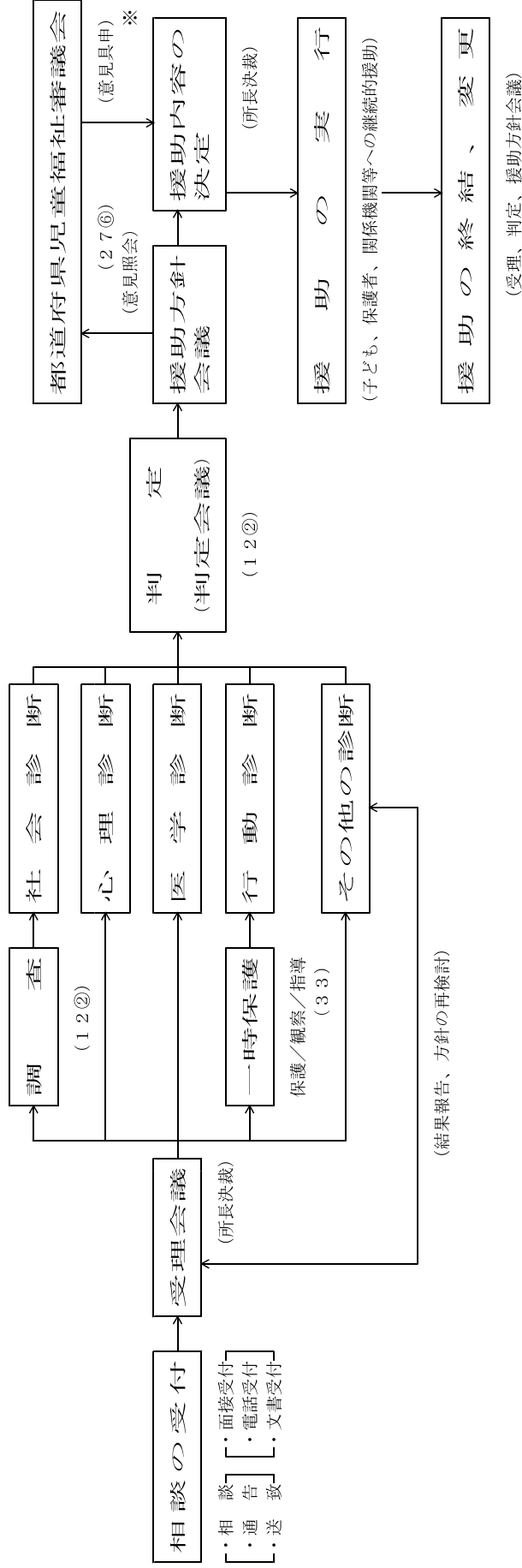


図一 1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



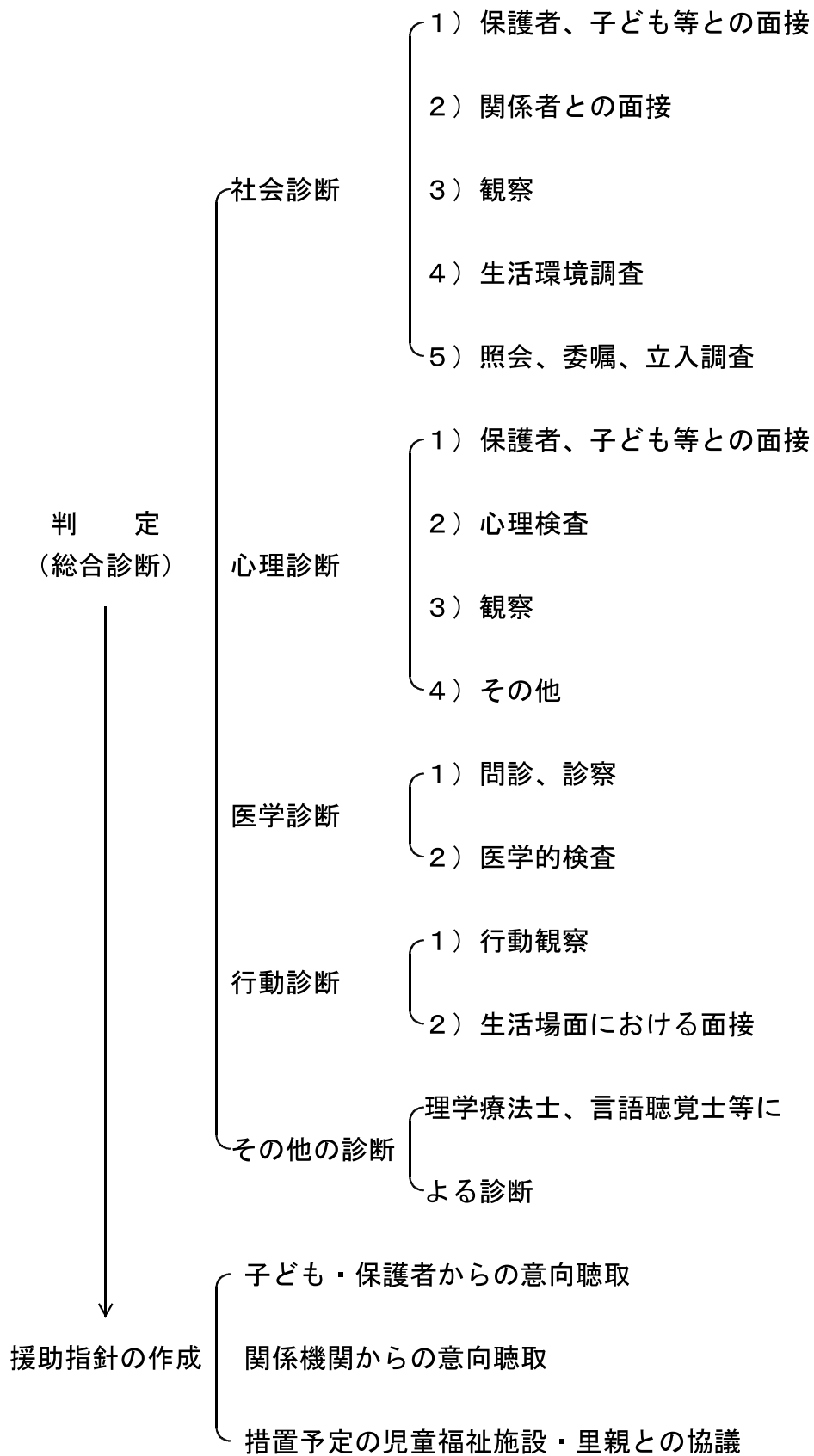
※

援 助	
1 在宅指導等	
(1) 措置によらない指導 (12②)	
ア 助言指導	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ウ 他機関あわせん	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
(2) 措置による指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	福祉事務所送致、通知 (26④Ⅳ、63の4、63の5)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ)
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)	ア 施設入所への家事審判の申立て (28①②)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	エ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)



図-3 判定と援助指針の作成



表一 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関 係 機 関	主 な 連 携 事 項
①市町村 (市区町村子ども家庭総合支援拠点を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への指導措置の委託</li> <li>・市町村に対する、法第26条第1項第3号に基づく送致</li> <li>・相互の協力、通報等</li> <li>・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致</li> <li>・保育の実施等を要する子どもの通知</li> <li>・1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、障害児通所支援事業等</li> <li>・児童福祉に関する企画・広報等</li> </ul>
②福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知</li> <li>・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致</li> <li>・その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等</li> </ul>
③保健所 市町村保健センター 子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断</li> <li>・保健、栄養上の指導の依頼</li> <li>・在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報</li> </ul>
④児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から調査の委嘱、指導措置</li> <li>・児童委員から要保護児童の通告、その他の協力</li> </ul>
⑤児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導措置</li> <li>・児童家庭支援センターから要保護児童の通告</li> </ul>
⑥知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者、身体障害者の判定(療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等)</li> <li>・発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等</li> </ul>
⑦児童福祉施設、里親等 児童自立生活援助事業を行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告</li> <li>・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項</li> <li>・退所した子どもの指導に関する事項</li> <li>・母子保護の実施、児童自立生活援助の実施に関する事項</li> </ul>
②保育所 幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の実施に関する事項</li> </ul>
⑨家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から送致、家事審判の申立て</li> <li>・家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼</li> </ul>
⑩学校、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会</li> </ul>
⑪警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告</li> <li>・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等</li> </ul>



⑫医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医学的治療の依頼、被虐待児の通告等</li> </ul>
⑬婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性非行を伴う女子の子ども等</li> </ul>
⑭配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待に係る通告</li> <li>・ 配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護</li> </ul>
⑮民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別のケースにおける見守り的な支援など（地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る）</li> </ul>
⑯その他連携を保つべき機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共職業安定所</li> <li>・ 地域障害者職業センター</li> <li>・ 精神保健福祉センター</li> <li>・ 社会福祉協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の就職等</li> <li>・ 思春期精神保健に関すること等</li> <li>・ 児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携</li> </ul>	

表－２ 受け付ける相談の種類及び主な内容

養護相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
非行相談	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。

育 成 相 談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

表－3 相談受付経路

1	都道府県・市町村 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の児童相談所</li> <li>・福祉事務所</li> <li>・保健センター</li> <li>・その他</li> </ul>
2	児童家庭支援センター
3	児童福祉施設・指定発達支援医療機関
4	認定こども園
5	警察等
6	家庭裁判所
7	保健所及び医療機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所</li> <li>・医療機関</li> </ul>
8	学校等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・学校</li> <li>・教育委員会等</li> </ul>
9	里親
10	児童委員
11	家族・親戚
12	近隣、知人
13	子ども本人
14	その他

図一 4 児童相談所と児童福祉施設等との関係

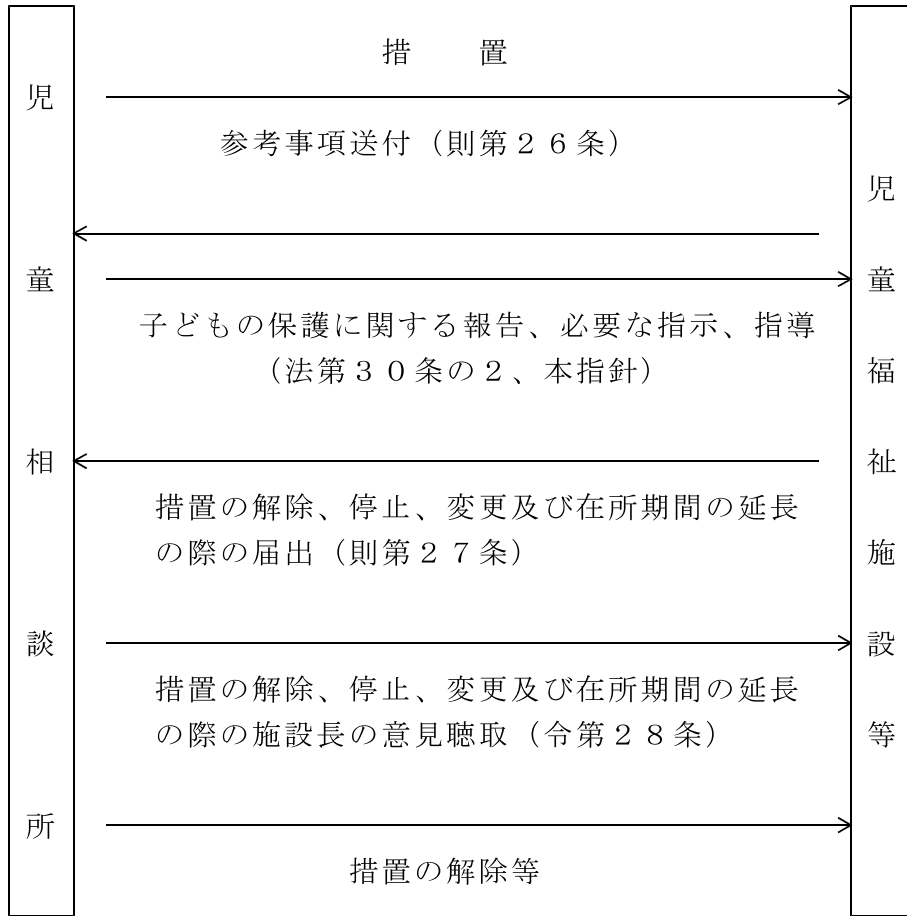


表-4 児童相談所が行う援助の種類

1 在宅指導等	(1)措置によらない指導	ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あっせん
	(2)措置による指導	ア 児童福祉司指導 イ 児童委員指導 ウ 市町村指導 エ 児童家庭支援センター指導 オ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 カ 障害者等相談支援事業を行う者の指導 キ 指導の委託
	(3)訓戒、誓約措置	
2	児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託	
3	里親、小規模住居型児童養育事業委託	
4	児童自立生活援助の実施	
5	市町村への事案送致	
6	福祉事務所送致等	
7	家庭裁判所送致	
8	家庭裁判所に対する家事審判の申立て	

別添 1 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求め 日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求め 理由とな った事実 の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 上記の出頭を求め日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※1 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

※2 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

告 発 状

〇〇県〇〇警察署長 殿

- 1 告発人  
住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇1-2-3  
職氏名 〇〇〇県〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇 印
- 2 被告発人  
住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇4-5-6  
氏 名 〇〇〇〇
- 3 告発の趣旨  
被告発人の下記4の事実は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項により適用される児童福祉法第61条の5の立入調査拒否罪に該当すると思料されるので、被告発人を処罰されたく告発する。
- 4 告発の事実
- 5 罰条  
児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項  
児童福祉法第61条の5
- 6 告発に至る経緯
- 7 証拠資料
- 8 添付書類



第 号  
平成 年 月 日

### 出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める理由となった事実の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ※1 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。
- ※2 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

## 臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書

平成 年 月 日

裁判所

裁判官 殿

〇〇〇〇知事

印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求する。

### 記

- 1 保護者の氏名及び生年月日  
年 月 日生（ 歳）
- 2 臨検・捜索すべき場所
- 3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日  
年 月 日生（ 歳）
- 4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料
- 5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料
- 6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料
- 7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 8 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

（注意）1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。

2 保護者が法人であるときは、保護者の氏名及び生年月日の欄には、法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。

4 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別添5（様式例）＜入所（委託）措置決定通知書＞

発第 号  
年 月 日

殿

児童相談所長

第27条第1項第3号

あなたが保護者となっている次の児童を児童福祉法

第27条第2項

第27条の2第1項

の規定により下記のとおり措置をとったので通知します。

記

児童氏名		男 年 月 日生 歳		措置番号	号
住所					
措 置	施設 入所	種 類	名 称	所 在 地	
	里親 委託	氏 名		住 所	
入 所 委 託		年 月 日		平成 年 月 日	
あなたが負担する費用月額			円		
措 置 理 由					
備 考	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。</p> <p>また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第47条）</p>				

別添 6 (様式例) <安全確保のための緊急措置の報告>

発第 号  
平成 年 月 日

〇〇〇〇知事 殿

〇〇〇〇 印

児童福祉法第 4 7 条第 5 項に基づき、次のとおり、報告します。

児童等	氏 名	
	生年月日	平成 年 月 日生 ( 歳)
緊急措置が必要となった原因となる事象	発生日時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
	内 容 (診断名)	
緊急措置	措置日時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
	内 容	
今後の見込み		
連絡先住所 連絡先電話番号		

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇施設長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を行う理由 となった事実の内容		
命令の有効期間	本日から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童養護施設〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇(当該施設の設置主体)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

発第 号  
平成 年 月 日

## 面会・通信制限決定通知書

（保護者氏名） 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限を行う理由 となった事実の内容		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係		
連絡先電話番号 01-2345-6789（内線 1234）		

- （注意） 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限解除決定通知書

（保護者氏名） 殿

〇〇〇児童相談所長 印

次のとおり、〇〇〇児童相談所長が、平成 年 月 日 発第 号により  
制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限を解除する理由 となった事実の内容		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789（内線 1234）	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

発第  
平成 年 月 日 号

## 接近禁止命令書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第 12 条の 4 の規定に基づき、次のとおり命令する。

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の周辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所 (通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。) の付近をはいかいしてはならない。	
命令をする理由 となった事実の内容		
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部 (局) 〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第 18 条の規定により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。
- 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。



発第 号  
平成 年 月 日

## 接近禁止命令取消書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、〇〇〇〇知事が、平成 年 月 日 発第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
命 令 の 内 容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	
命令を取り消す理由 となった事実の内容		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部(局) 〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

〇〇家庭裁判所長 殿

児童相談所長

送 致 書

児童福祉法第 27 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の児童を送致します。

記

児 童	氏 名			(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	職 業			
	学 籍	学校	年生	
	本 籍	都・道・府・県		
保 護 者	住 所	〒		
		電話 ( )		
	氏 名		続 柄	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	職 業			
審判に付すべき事由	本 籍	都・道・府・県		
	住 所	〒		
処 遇 意 見		電話 ( )		
参 考 事 項	(少年法 3 条 1 項 1 号, 2 号, 3 号イ, ロ, ハ, ニ)			
添 付 資 料	(児童相談所の担当者 )			

- (注 1) 保護者が法人であるときは、以下に留意すること。
- ・ 保護者の「氏名」の欄には、法人の名称又は商号及び代表者氏名を記載し、「住所」の欄には、法人の主たる事務所又は本店の所在地を記載する。
  - ・ 「参考事項」の欄に、当該法人における少年の担当者名及びその連絡先を記載する。
  - ・ 添付資料として、法人の登記に係る全部事項証明書を添付する。
- (注 2) 必要な場合には、適宜別紙を利用して記載すること。

〇〇家庭裁判所長 殿

児童相談所長

送 致 書

児童福祉法第27条の3の規定に基づき、下記の事件を送致します。

記

児 童	氏 名			(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	職 業 学 籍	学校 年生		
	本 籍	都・道・府・県		
	住 所	〒 電話 ( )		
保 護 者	氏 名		続 柄	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	職 業			
	本 籍	都・道・府・県		
	住 所	〒 電話 ( )		
入 所 し て い る 施 設	所在地	〒 電話 ( )		
	施設名			
求める強制的措置の内容及び期間				
強制的措置を必要とする事由				
処 遇 意 見				
参 考 事 項	(児童相談所の担当者 )			
添 付 資 料				

- (注1) 保護者が法人であるときは、以下に留意すること。
- ・ 保護者の「氏名」の欄には、法人の名称又は商号及び代表者氏名を記載し、「住所」の欄には、法人の主たる事務所又は本店の所在地を記載する。
  - ・ 「参考事項」の欄に、当該法人における少年の担当者名及びその連絡先を記載する。
  - ・ 添付資料として、法人の登記に係る全部事項証明書を添付する。
- (注2) 必要な場合には、適宜別紙を利用して記載すること。

(別添 13 様式)

発第 号  
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第6条の6第1項（1号又は2号）に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	

(注意) 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

別添 14（様式例）＜法第 28 条に基づく承認に係る申立書＞

児童福祉法 28 条 1 項 1 号に基づく施設入所措置等承認審判申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所〇〇支部 御中

申立人 〇〇 〇〇

当事者等の表示 別紙当事者等目録記載のとおり

### 申 立 て の 趣 旨

申立人が児童を児童養護施設（注）に入所させることを承認する。  
との審判を求める。

（注：承認を求める措置の種類を明示する。措置を採る必要性のある  
複数の類型について記載することも可能である。）

### 申 立 て の 理 由

#### 第 1 事案の概要

- \* 主たる虐待者、虐待の種類等を簡単に記載

#### 第 2 当事者

- \* 児童と保護者の身分関係等を簡単に記載

#### 第 3 事実経過

- \* 第 4 以下に必要な限度の記載で足りる。

#### 第 4 保護者による児童の福祉を侵害する行為等

- \* 保護者に児童虐待、監護懈怠、児童の福祉侵害に該当する行為があることを記載

## 第5 保護者の態度等

- \* 保護者の弁解の内容と、これを排斥する事情等を記載

## 第6 保護者指導の経過

- \* 保護者が指導に従わないこと、指導ができる状況にないこと等を記載

## 第7 親子分離の相当性

- \* 措置の種別（施設入所、里親委託等）ごとにその必要性、相当性を記載
- \* 必要に応じて、保護者指導プランを記載

## 第8 保護者の意に反すること

- \* 親権者等が複数の場合は、親権者等ごとに「意に反すること」に該当する事実等を記載

## 第9 まとめ

よって、申立人は、児童福祉法28条1項1号、27条1項3号に基づき、児童を〇〇に入所させることを承認するとの審判を求める。

当 事 者 等 目 録

郵便番号 ○○○－○○○○  
住 所

申立人 ○○ ○○

郵便番号 ○○○－○○○○  
住 所

児 童 ○○ ○○  
(平成○○年○○月○○日生)

郵便番号 ○○○－○○○○  
住 所

児 童 親 権 者 ○○ ○○

## 上 申 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申立人 〇〇 〇〇

### 上申の趣旨

標記事件について、

- 申立てに対する審判前に、児童福祉法第 28 条第 4 項に基づく指導措置を採るべき旨
  - 申立てに対する承認の審判がなされる場合に、児童福祉法第 28 条第 6 項に基づく指導措置を採るべき旨
  - 申立てに対する却下の審判がなされる場合に、児童福祉法第 28 条第 7 項に基づく指導措置を採るべき旨
- の勧告を付されるようお願いいたします。

### 上申の理由

---

#### 記載事項

- 
- ・指導の必要性、内容、期待される効果
  - ・指導勧告を求める理由、必要性
  - ・指導勧告書への記載を希望する内容 (指導すべき内容、期間等)
  - ・指導勧告書 (写し) の保護者への送付の要否
- 
- 
- 
- 
- 

以上



別添 16 (様式例)

児童福祉法第 28 条第 4 項の家庭裁判所からの勧告に基づく保護者指導  
の結果に関する報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所〇〇支部 御中

申立人 〇〇 〇〇

勧告の内容

---

---

---

---

---

保護者指導の内容

---

---

---

---

---

保護者指導の効果 (保護者指導の経過や保護者の現状等)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

以上

別添 17 (様式例)

発第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇児童相談所長

送 致 書

児童福祉法第 26 条第 1 項第 3 号に基づき、下記のケースを送致します。

記

児 童	氏 名	(男・女)		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)		
	保育所・ 学 校 等 利用状況	保育所・学校等名 学 年 担 任		
	現 住 所	〒 電話 ( )		
保 護 者	氏 名		続柄	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	職 業			
	現 住 所	〒 電話 ( )		

送致を行う理由となった事実の内容	
送致後の支援に対する意見	
ケース概要	
これまでの対応経過	
ケース担当者	所属 氏名 電話 ( )
添付資料	

(注意) 市町村へケースを送致する場合には、当該ケースに関する詳細な情報もあわせて送付すること。

(参考1)

児童福祉司任用前講習会到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるすることができる
- ・児童相談所（市町村を含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べるができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べるができる
- ・児童相談所運営指針について述べるができる。
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、里親及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政

権限を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるすることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べるすることができる
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について

説明することができる

- ・ 保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・ 家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・ 保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
- ・ アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・ スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・ 児童福祉審議会の役割について述べることができる
- ・ 児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
- ・ 関係団体の役割・機能について述べることができる
- ・ 行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができる
- ・ 社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・ 親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・ 就籍についての手続を理解し、説明することができる

## 2. 態度

- ・ 子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・ どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・ 親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・ 同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている
- ・ 自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努める
- ・ 自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・ 児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・ スーパーバイズを受ける者（スーパーバイザー）であることを自覚することができる
- ・ 子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している
- ・ 子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・ 援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・ 支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・ 相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・ 他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・ チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・ 個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・ 日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・ 個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている

(参考2)

## 児童福祉司任用後研修到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

### 1. 知識

- ・ソーシャルワークについて説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるすることができる
- ・児童相談所（市町村を含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるすることができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるすることができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べることができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるすることができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べることができる
- ・児童相談所運営指針について述べることができる
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて、理解し、説明することができる。
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し、説明することができる
- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるすることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができる
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
  - ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
  - ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
  - ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
  - ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
  - ・子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
  - ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
  - ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
  - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について説明することができる



- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べることができる
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
- ・関係団体の役割・機能について述べることができる
- ・行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続を理解し、説明することができる

## 2. 技術

- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点を把握できる
- ・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる
- ・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる
- ・保護者に対して児童相談所が行える内容を提示することができる
- ・家族及び関係者から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題を適切に把握できる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントを行うことができる
- ・上記の評価及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる
- ・介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対しその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うことができる
- ・子ども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる
- ・子ども虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルテーションなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる
- ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な評価とそれに基づく介入を適切に行

うことができる

- ・ 触法少年・ ぐ犯少年に適切に対応できる
- ・ 少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続ができる
- ・ 児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる
- ・ 在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・ 親権行使の制限等に当たり、行政手続法等に基づく適正な手続を踏まえた対応ができる
- ・ 児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる
- ・ 上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭や関係機関に適切な説明ができる
- ・ 児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を適切に協働させて対応することができる
- ・ 多職種により実施されるカンファレンスにおける評価、多職種連携を行うことができる
- ・ 保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる
- ・ 児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる
- ・ 児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネートができる
- ・ 要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる
- ・ 相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行することができる
- ・ 児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働することができる
- ・ 社会資源の開発を行い、それを活用することができる
- ・ 予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる
- ・ 子ども虐待以外の養護相談について、市町村の在宅支援サービスとの整合性を図り、適切に対応することができる
- ・ 社会的養護を利用する必要がある場合は、子どもに対して、その旨を十分に説明し、子どもからの意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択することができる
- ・ 社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する評価と見通しを伝えることができる
- ・ 家庭復帰が適当なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる
- ・ 社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
- ・ 子どもが実親家庭に戻る、又は里親家庭若しくは養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる
- ・ 里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる

- ・里親からの相談に的確にこたえることができる
- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる
- ・上記の支援の結果としての家族機能の改善等の適切なアセスメントができる
- ・社会的養護の子ども及び家族を適切にアセスメントして、子どもの養育の永続性を保障するソーシャルワークを行うことができる
- ・上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・適切な記録が作成できる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる
- ・ケースの進行管理を行うことができる
- ・子どもへの移行期支援を行うことができる
- ・一時保護所での移行期（家庭から保護所等）ケアができる
- ・一時保護を行うに当たり、子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる
- ・面接等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性に応じた支援ができる
- ・被害事実確認面接を行うことができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と教育的な面接を組み合わせる行うことができる
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努め、子どもや保護者に対して接することができる
- ・法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけている
- ・適切な調査を行うことができる
- ・精神障害の特性を理解した対応ができる
- ・外国籍の家族について対応できる
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対応するとともに、必要に応じて市町村による支援に移行するよう、適切な援助・指導ができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・児童心理司等と連携し、様々な家庭を支援する技法を活用することができる
- ・棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる
- ・未就籍児童の就籍手続を援助することができる
- ・特別児童扶養手当や療育手帳に係る判定事務等に適切に対応することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる

### 3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている

(参考3)

## 児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標

児童福祉司スーパーバイザーの到達目標は、児童福祉司としての到達目標を達成していることが前提である。

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])>

### 1. 知識

- ・スーパーバイズの意味について説明することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のニーズの把握の方法及びスーパーバイズ・指導の基本を述べることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の精神的安定を図る方法を述べることができる
- ・バーンアウトのサインについて述べることができる
- ・職員のセルフケアの指導方法について述べることができる
- ・ソーシャルワークに関する知識を伝達することができる
- ・子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することができる
- ・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律に基づいて解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法に基づく児童相談所の権限の行使のあり方とその注意点について解説することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に指導することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについての的確に指導することができる
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービス及びその背景について解説することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して解説することができる
- ・家族機能の評価の方法を指導することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）のあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」を解説することができる

- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて解説することができる
- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について指導することができる
- ・子どもの発達及び発達の評価について解説することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について解説することができる
- ・子どもの様々な状態に応じた自立支援のあり方について解説することができる
- ・子どもの評価について他の専門家に評価を依頼すべき事項、その方法を熟知している
- ・子ども虐待のリスク因子に関して解説することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して明確に解説し、問題点を指摘することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して解説することができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を解説することができる
- ・心理的虐待(家庭の中の暴力にさらされた状態を含む)を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について解説することができる
- ・子ども虐待に関する刑事手続に関して説明し、解説することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて説明することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・法的な判断、非常に難しい判断を必要とするケースに対応するための法制度を理解し、説明することができる

## 2. 技術

- スーパーバイズを受ける職員に対して、以下の事項について適切に指導することができる。
  - ・ケースに対する感情を把握し、その適切な処理を行うこと
  - ・子ども及びその家族機能に関するアセスメントが適切かどうかを判断すること
  - ・家族及び関係者から十分な情報を収集するための計画の立て方、面接のあり方、その他情報を得ること
  - ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握すること
  - ・一時保護の機能や特性を理解し、子どもの権利を踏まえた適切な援助を図ることができるよう支援すること
  - ・社会的養護を利用する必要がある場合は、子ども(行動上の問題や精神的問題が顕著な子どもを含む)に対して、その旨を十分に説明し、子どもから意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択すること
  - ・社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する評価と見通しを適切に伝え、協働できるよう支援すること
  - ・子どもへの移行期支援に関して指導でき、困難性を抱えた子どもへの移行期支援も自ら行うこと
  - ・子どもの自立支援について適切な指導ができ、特に、自立・自律が困難な子どもに関

して、施設職員や里親等と協働して自立支援を実施すること

- ・子どもが社会的養護を利用している間、施設職員、里親等及び市町村等の関係者とともに、当該子どもの家庭への支援計画を立案し実行すること、及び支援過程の継続的なマネージメントを行うことを指導でき、特に、困難な事例のマネージメントを行うこと
- ・上記の支援の結果としての家族機能の改善等のアセスメントを行うこと
- ・社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの養育の持続性を保障するソーシャルワークを行うこと
- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うこと
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うこと
- ・ケースの進行管理を行うこと
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談への適切な対応を指導でき、それが適切もしくは必要と判断される場合、市町村による支援への適切な移行を行うこと
- ・児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見を聴取し、適切な連携のもとで決定しているか判断すること
- ・児童相談所の権限行使に関して、子ども及びその家族（困難事例を含む）に対して十分な説明が行えること
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画すること
- ・他機関との連携の必要性及び的確性を判断できるよう支援すること
- ・要保護児童対策地域協議会において、適切な連携ができているかどうかを判断し、必要に応じて連携を行うこと
- ・子ども虐待に関する相談を含む相談事例に関して、関係機関との連携のもとに継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行すること
- ・児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働できているかを判断し、連携が実効性のあるものになるように支援すること
- ・管轄の地域資源に対しアクセスを行うこと
- ・関係機関等の求めに応じ、教育的指導を行うこと
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うこと
- ・子ども虐待が疑われる事例について、情報の収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルテーションが適切に行われているか、また、その上で、虐待の有無及びその程度を適切に評価できているかを判断すること
- ・児童相談所だけではなく、市町村を含めた地域の虐待対応への支援を行うこと
- ・非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）を含めた子どもの行動の問題に関して、適切な評価、それに基づく介入を適切に行っていること
- ・児童相談所の支援及び介入の方法について、子ども、家族及び関係機関に適切に説明できるよう指導でき、子ども、家族、関係機関の意見を聴取し、必要に応じて支援方法等の修正を行うこと

- スーパーバイザー自身が、以下の事項について適切に行うことができる。
- ・ スーパーバイズを受ける職員の到達目標達成度を評価して、その人に合ったトレーニング計画を作成すること
- ・ スーパーバイズの効果を判定すること
- ・ スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルスの状態を把握すること
- ・ スーパーバイズを受ける職員のストレスを理解し、そのコーピング（対処法）を助けること
- ・ スーパーバイズを受ける職員の達成感を向上させ、専門性に対する誇りと意欲を持てるように支援すること
- ・ 子ども及びその家族機能に関するアセスメント及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することを促進すること
- ・ 社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの養育の持続性を保障するソーシャルワークに関しての記録をレビューすること
- ・ 包括的な里親支援を組み立てること
- ・ 児童相談所内のチームマネジメントを行うこと
- ・ 児童相談所内で適切に情報共有ができていのかどうかを把握し、適切な介入に関する所内の決定システムのあり方が適切であるか分析すること
- ・ 研修指導や講師をすること
- ・ ケースの概要のまとめ方、ケース検討のプレゼンテーションについて指導し、ケース検討会議を運営すること
- ・ 子どもの心身の状態について適切に評価すること
- ・ 虐待を受けた子ども、虐待をする家族のその後のリスクを適切に判断し、介入を行うこと
- ・ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言についてカンファレンスを行うこと

### 3. 態度

- ・ 子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・ どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・ 児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・ 親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・ スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）が上記の態度を身につけることを支援することができる
- ・ スーパーバイズを受ける職員の主体性や見解を尊重し、困難性を抱えた職員に対しても適切なコミュニケーション態度を取ることができる
- ・ 信頼関係に基づくスーパーバイズができるよう、内省に努める